

2016九州オープンゴルフ選手権競技(予選)競技規定

主 催 : 九州ゴルフ連盟

開催期日、および開催会場

福岡県・北部県・大分県	7月 13日（水）	小倉カンツリー倶楽部
福岡県南部・佐賀・長崎県	7月 13日（水）	ザ・クイーンズヒルゴルフクラブ
熊本・宮崎・鹿児島県	7月 13日（水）	球磨カントリー倶楽部
沖縄県	7月 13日（水）	オリオン嵐山ゴルフ倶楽部

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

- 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (B)1b』を適用する。 (ゴルフ規則 177 ページ参照)
- ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (B)1c』を適用する。 (ゴルフ規則 178 ページ参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバー・ヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』を適用する。 (ゴルフ規則 176 ページ参照)

5. 溝とパンチマークの規制

「2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件」を、適用する。(裁定 4-1/1)
(付属規則 II 5c注 2 ゴルフ規則 201 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ参照)

6. プレーの条件

18ホール・ストロークプレー

7. 各県地区予選通過者

予選通過者の総数を 50 名とし、各会場の予選通過人数は申込者数比率により決定する。なお、予選通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
また、7月6日時点で決勝参加資格者に欠場が出た場合は、予選通過者を追加する。

8. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

9. 参加資格

- アマチュア 加盟クラブ正会員で、JGA/USGA ハンディキャップインデックスを取得している者、九州学生ゴルフ連盟
が推薦する者、および九州高等学校ゴルフ連盟が推薦する者
- プロフェッショナル (アシスタントプロ含む) 九州、沖縄県在住者

なお、決勝に参加資格のある者が本競技に出場した場合、その参加資格を放棄したものとみなす。

競技委員会は、競技中も含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

10. 参加申込方法

所定の申込用紙に必要事項記入の上、アマは所属クラブを通じ開催会場に、プロは居住地の開催会場に直接申込むものとする。
(アマは、所属クラブの地区開催会場、プロは、居住地の開催会場)

なお、1会場 160 名を限度とし先着順とする。160 名を超えた場合、別の会場となる場合がある。

11. 競技参加料

参加料 5,400 円（消費税含む）

アマは所属クラブを通じ開催会場、プロは指定の様式により申込締切日までに開催会場に支払うものとする。なお、締切日以降の取り消しについては、参加料の返金は行わない。

また、本予選競技を通過し決勝に出場する場合は、別途参加料 アマ 16,200 円（消費税含む）、プロ 21,600 円（消費税含む）を、参加申込書とともに 7月 20 日（水）までに、九州ゴルフ連盟に支払わなければならない。

12. 参加申込締切日

6月 23 日(木)

締切日までに開催コース必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。

13. 練習日およびプレー費

練習日は、競技開催 2週間前から 2回（土・日・祝日を除く）開催コースに申し込み、そのコースの定めた日時に練習することができる。規定による練習日および競技当日は、アマは会員扱い、プロはグリーンフィを免除する。

14. 欠場する場合

締切日以降に欠場する場合は、開催日前日までに文書で九州ゴルフ連盟に届け出ること。（アマは所属クラブを通じ）なお、競技当日欠場については、本人のスタート 30 分前までに開催コース本競技委員会に届け出ること。また、欠場届提出後の再出場は認めない。

15. 組合せおよびスタート時刻

組合せおよびスタート時刻は、決定次第アマは所属クラブに、プロは本人へ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページ上で発表する。

16. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (B)2』を適用する。（ゴルフ規則179ページ参照）

17. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

18. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本選手権競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを、予め承諾することを要する。